

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和4年6月8日

(開会宣言 午前10:00)

委員長

それでは、時間となりましたので、総務文教常任委員会を始めたいと思います。

(挨拶)

続きまして、議長挨拶をお願いします。町長、挨拶お願いいたします。

町長

(挨拶)

委員長

ありがとうございます。

それでは、議事を進行させたいと思います。

本日は委員全員が出席されております。また、説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る5月31日、本委員会に付託されました議案について審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第40号及び議案第41号並びに議案第48号及び議案第49号の4議案で、議案の説明につきましては、5月31日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いいたします。

初めに、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

固定資産税関係の熱損失防止改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充ということが言われておるわけですが、これって既存住宅といっているから、新築じゃなくて、あった建物

をリフォームなんかした場合に減免措置が受けられるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

おはようございます。よろしく願いいたします。

本件の御質問でございます。

既存の住宅につきましては、省エネ改修ということで、窓、天井、壁、床などを断熱化するというリフォームをやっていただくということが今までの基準やったんですけど、それに加えて、そういったリフォームの工程をやっていただいた上で、太陽光発電とか、高性能のエアコンとか、給湯器とか、また設置いただく、改修していただくということになりますと、翌年までなんですけど、翌年までの措置で120平米までの住宅の120平米までの部分は3分の1を減免するという措置ということになってございます。そういった措置に太陽光発電とか、高性能の給湯器とか、そういったものを設置するという工事が追加されたということでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

3分の1が減額されると言われていたんですけど、もっと住宅が一定長期優良住宅とかに該当した場合というのは、さらに減額が、率が増すとか、そういったことはあるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

固定資産税の分野ではございませんで、住民税、所得税ですね、所得税で住宅取得控除の部分でも対応させていただいておまして、それで引き切れぬ部分につきましても住民税のほうで引かせていただくというような形で、こういった改修、省エネといいますか、環境に優しい改修、あるいは新築された場合にはそういった措置を取らせていただいております。

委員 長

河本委員。

河本委員

工事の対象期間ですね、いつからの工事を対象に減額されるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

本件につきましては4月1日以降という形でございますので、こういう形で改修された方につきましても改修の特例を設けさせていただくということでございます。

こういった制度につきましては、平成20年の税制改革のとき、

こういった制度が設けられているということでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

先ほどの窓とか、床とか、天井、壁なんかの断熱性を高める改修工事が工事の対象だと言われていたんですけど、それらのうち絶対やらなあかんという必須項目というのがあるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

必須項目につきましては、窓の断熱性を高めるという工事が必須となっております、それに加えて天井をやられる、壁をやられる、床をやられるということも対象にしますよということで、まずは窓の断熱をお願いしているということでございます。

今回につきましては、町内で今のところ対象となっている改修は今のところないということでございます。県内においても特にないということでございます。

委員 長

河本委員。こうもと

河本委員

この減免を受けるための申請なんですけども、その申請はやっぱり工事が終わりましたよとかいうような証明書の類いがかなり必要になってくるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

御申請いただくということで、また私どものほうも現地、あるいは工事のほう、した証拠といいますか、計画、あるいは完成図書等を見せていただきながら対象とさせていただきたいと思っております。

委員 長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

梅津委員。

梅津委員

今の土地に係る部分、固定資産税の負担調整措置という項目があるんですけども、ここで令和4年度に限り、評価額に応じた減税をするということで、この商業地帯というのが美浜町では今の商店街の通りだけが該当するのでしょうか、それ以外にその商店街、商業地というところはどの辺が該当するのか、教えてください。

委員 長

税務課長。

税務課長

いわゆる住宅地、あるいは宅地でございます、宅地ですが、住宅として使用されていないところ、商店、ホテル、駐車場等、住宅

用地という形では用途を認証されていないもののことをいうということでございます。

本県もコロナ対策ということで、特に都市部、こういった商店とか、オフィスとか、そういったところで値上がりしているところがあるということで、こういった措置が取られているように聞いております。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

もう一点お尋ねします。

次は、手数料の条例関係という項目のところなんですけども、前回説明を受けたときには、人の生命、または身体に被害を及ぼすおそれがあるというところの項目で、これはDV等が該当するんやというような説明でございましたけども、これはどういうふうになるか、一般的に解釈すればいいのでしょうか、それをちょっと詳しく説明願えますでしょうか。

委員 長
税務課長

税務課長。

いわゆるDVの被害者で、相手方に所在を知られてはいけないという方がいらっしゃる。そういった方がお持ちである資産ですね、資産証明書等を発行することによって、その方の所在を相手方に知られるおそれがあるということで、こちらの証明等につきましても、そういったことを載せないで発行しなさいということが上のほうからも来ております。そういった形で、当然どここの三方の美浜町のどここの誰誰が所有しておる財産という形で出すんですけど、そこを加工させていただいて、相手方に分からないようにするという形で、そういった形で発行するという規定を正式に求めるためにあえて手数料条例でこういった規定を設けさせていただくということでございます。

委員 長
梅津委員

梅津委員。

この後の文面で、一定の措置を講じた上でと書かれていますけども、その一定の措置というのは今のそういう話を交えたような対応になるのでしょうか。その辺を具体的に教えてください。

委員 長
税務課長

税務課長。

ただいま、三方郡、三方郡まで入れてしまうと分かってしまうとかいうこともあるので、氏名だけにするのか、あるいはその方の必

要なその部分ですね、住所を分からなくするというような形で加工するなりという形で、特に今申し上げましたようなところで、そういった加工をするということになりますので、相手方に分からないようにしながら公的効力を持たすという形でございます。

梅津委員

了解しました。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

引き続きの質問になってしまうんですけども、このDVという、もし私がDVを受けているからということの申請は、個人の申請だけでいいんですか、何か証明するものは必要なのか。

委員長

税務課長。

税務課長

法務局とか、そういったところから、こちら住民環境課が本件に対する町のほうでは所管になるのかなという形なんですけど、一定の措置を講じる必要がある方という情報を得ながら、我々は窓口で対応させていただく、あるいはあらかじめ分からないようにさせていくという形で、個人が法務局を慕って市町もそういった形で動かしていただくということで、国と一体となってやらせていただくという形でございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

そういう実態があると、いろんなことで問題があるので、そういう署名があれば何も残らないんですね。要するに私はこういうのでDVで刃を受けたのでこうしてくださいということではない、要するに口頭で第三者とか、当事者と、そういう法務局と行政側が共通の認識のもとで把握をしてもらえるということによろしいですか。

委員長

税務課長。

税務課長

本人が法務局とうちのほうの住民課、法務局、本人、警察、いろんな機関が連携して、我々証明書を発行する窓口についてはそういった措置も必要な方だという認識を持って対応させていただくという形で対応させていただきます。

委員長

河本委員。

河本委員

それでもこの文言を読んでいたときに、人の生命、または身体に危害が及ぶおそれがあると認められる場合を確認しているのに、証明書を発行することできるのは何かおかしいなと思って、これはしたらあかんの違うのかなと思うんですけど。それを明確化したほう

がいいんじゃない。

委員 長

税務課長。

税務課長

一定の措置ということで、第三者に本来証明しなければならない場合もあるので、そのときに不利益にならないことも考えなければならないので、あくまでこういった措置をしながら、本人の不利益にもならないことをまず第一点なんですけど、そういった措置をすることで不利益にならない、生命なんかに危害を与えないということもありますので、生活というんですか、送っていただく上では証明はしなければならないこととさせていただきます。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

聞けば聞くほど分からなくなる。要するに、その本人やと分からないようにするということは、もしかすると名前も載らないとかいうんやけど、その証明って何の効果があるんかなと逆に思いますけど。だから、竹仲良廣という者がその証明を交付してほしいと言っても、それが名前も載らなかつたりすると、その証明って何の証明書なのかというふうな気がするんやけど、どういうふうな、例えば住所が載らないとその人に危害が及ばないじゃなくて、固有名詞の名前が出た時点で分かるような気がするんやけど、全然この状況が分からないんやけど、もう少し状況が分かる説明ってできますか。

委員 長

税務課長。

税務課長

申し訳ございませんでした。ちょっといろいろ細かいところまで言うことでまた問題になるかということも配慮しまして、ちょっと濁しておいた部分があるんですけど、一応住所の部分を加工させていただくということとさせていただきます。今の竹仲委員の名前であつたら、その住所が美浜町、美浜町長が証明するので美浜町まで書かざるを得ないかとは思っているんですが、それ以降は載せないという形で、加工する形になるかと思いますが、それにつきましては、町長が証明しておりますので、公的な証明になるかということとさせていただきます。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

大きな都市やつたら分からんことはないけど、こんな小さな町で、美浜町がやって、固有名詞で書いてあつたら、もうあの人やとすぐ分かるような気がするんやけど、この辺はほんまに規則があるのかなという心配もあつて、せっかくこうやってDVとか、身体に危害

を及ぼすようなおそれがあることを保護するための証明だったら、もっと縛った形の、これは県のあれやからどうしてあれかもしれんけど、ほんまに分からない措置をしないと、今の状況だったら、竹仲良廣という名前が出ただけで分かってしまうような気がするんやけど。その名前も隠してくれれば誰やというのは分からないにしても、こんなので分からない、一定の措置ができるのかなと非常に疑問を感じるんやけど、大丈夫ですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

固定資産税側で申し上げますと、課税台帳に記載されている事項について証明書を交付する場合には、課税台帳に記載されている住所がDV被害者等から申出があった住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した固定資産税台帳の閲覧証明書の交付をしなければならないという規定でぼかして出して。美浜町郷市25-25と書いてしまうとあかんので、その美浜町、大事なんですけど、当然第三者でDVの被害者が証明をとれるというのは、何らかの本人なり、本人から委任された人、共有の美浜町の財産を持っておっとか、そういった方とか、そういったところかなと思っています。以上でございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

証明書の住所とか、記載の部分を加工した場合に、証明書としての効果ってあるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

本件につきましては、そういったDV対策ということで、加工した上で効果があると、国のほうからこういう通達も頂いております。

委員 長

河本委員。

河本委員

何かに必要やから証明書が欲しいわけでしょう。だから、何か証明するのに、役場で発行は加工してできるんやけど、その人のその証明書のこれやというふうになんかの形で証明しようとしたときに、その証明書自体が本当に証明書としての効力があるかどうかですよ。

委員 長

税務課長。

税務課長

本件、本人がとるというより、これは対策としては本当に危害を加えている人が調べにくる可能性があるのと、そういったところで生命を守るという観点からこういった措置を取っているということ

ございます。

委員 長

税務課長。

税務課長

補足でございますが、そういったことを加工しないがために、DVの加害者から被害者が住所を割り出されて、いろいろ傷害を受けたという事例も昨年、一昨年ぐらいですか、ありましたので、こういった行政の窓口でこうしたことがあってはいけないということで、こういう措置をするということでございます。

委員 長

ほかに。

河本委員。

河本委員

あと土地に係る固定資産税のことを特に聞きたいんですけれども、激変緩和措置でそういう5%の評価額を2.5%にしているわけなんですけれども、町税収入について減収になると思うんですが、その減収になった分というのは国からの財源補填とかいうのはあるんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

本件、令和4年度で約15筆で税額2,500円ほどということで今試算といたしますか、課税させていただいております。あの影響がかりでございます。この額については交付税算定の際の基準の金額となるということで、国から交付税措置がされるということでございます。

委員 長

ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第40号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございますか。

河本委員。

河本委員

基礎課税額の課税限度額が引き上げられるわけなんですけれども、現行99万円が改正後102万円になって3万円引き上げられるんですけれども、これは毎年のように上がっていったるわけなんですけれども、今回の引上げに対する町民の影響というのをどのように予測

しているのか、お伺いします。

委員 長

税務課長。

税務課長

本件につきまして、毎年のようにということでございます。国の制度設計上、最高限度額まで達する方が総加入者の大体0.5%から1.5%台におさまるようという形で設計しています。現行の99万円限度額ですと1.6%を超えてしまうということなので、試算したところ102万円という形になってございます。これを本町に当てはめますと、加入世帯が1,231世帯中19世帯、1.543%の世帯に影響がございまして。こういった形で19世帯、27万円、国保税が増額となるという措置でございまして。

以上でございまして。

委員 長

よろしいですか。

河本委員。

河本委員

様々な軽減措置もあるんですけども、限度額が上がることで、国民健康保険事業の財源というのは、これって増えていくのでしょうか、どうなのでしょう。

委員 長

税務課長。

税務課長

全国的にもその方の分が増えてくるという形になるのかなという形でございます。所得の多い方に応分の負担をいただくというのが制度の趣旨ということで、最高限度額を引き上げさせていただいたということでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

最高限度額が上がることで、軽減措置を受けている人が影響を受けることというのはないですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

軽減措置につきましては従前どおりでございまして、多い方のみ影響があつて、この範囲を今までの背景、最高限度額の範囲を超えていたかにつきましては3万円上がったという形になります。よろしくお願ひします。

委員 長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございましてでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第41号についての質疑を

終わります。

続きまして、議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございますか。

幸丈委員。

幸丈委員

住宅借入金等特別税額控除の延長の見直しのところなんですけど、令和7年12月31日まで入居した方が対象となって延長しとるんですけど、その前は令和3年の年末までが対象やったかなと思います。一番いいのは令和3年の年末までにこの延長が決まったらもっとよかったのかと思うんですけど、一度この対象期間は終わっているのに、間を置いてまた企画したそこら辺の経緯とかが分かればまた教えてほしいですけど、聞こえましたか。

委員 長

税務課長。

税務課長

本改定で期限が切れることなく引き続き令和20年度まで施策の措置を延長させていただいたということで、それ以降に、本年度になって入られた方も対象になるということでございますので、よろしくをお願いします。

委員 長

幸丈委員。

幸丈委員

それは分かっているんですけど、例えばこの令和3年の年末終わっての令和4年の1月から今までの間に家を買う人って、この控除がされんと思って買っているんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺で何か。

委員 長

税務課長。

税務課長

当然そこで途切れるといけないということで、こういう住宅減税の関係ですね、都度延長するという形で、それを4年前まで、4年間、4年間という形で延長するような形で切れ目のないような改定をさせていただくということで、国のほうも制度設計をしとるということでございまして、国の所得税の控除の改定ですね、その特例の延長に応じて市町村、住民課のほうも合わせていただくということでございます。一応これ、令和5年1月1日施行ということで、そのまま引き続き控除ができるという形でございます。

委員 長

よろしいですか。

河本委員。

河本委員

上場株式等の配当所得等について、所得税と個人町民税の課税方式の一致というところなんですけど、これまで所得税と個人町民税で異なる課税方式を選択していたところで、国民健康保険税や70歳以上の医療費の自己負担割合を抑えられるケースがあったと思うんです。所得税と町民税の課税方式を打ち立てることで、これまでの制度を利用して、その税負担や社会保険料の負担を軽減されていた方にとっては制度を利用した軽減対策ができなくなるということなんですかね。

委員長

税務課長。

税務課長

おっしゃるとおりでございます。株式の譲渡所得、配当所得につきましては分離課税という方式でございまして、その中で完結しておるといことで、個人の所得に、所得税側の確定申告等に反映されておらんかったといことで、その分についてはそういった国保税等の完全な不足とはなっておりません。

ただ、今回の改正におきましても、そのままでいいよという方はそのままでございます。そのままといいますか、分離課税を選ぶ場合、あと総合課税で申告する場合と、総合課税で配当控除を受ける場合と、いろんなパターンでありますので、その中で総合課税、累進課税、配当控除を受けながら申告をしないといことはもうできなくするよという形でございます。

一応令和4年度の中で選択制度を選択されていた方が町内で9名おられました。うち住民税の影響者数は8名でございまして、影響額的には29万4,300円ではないかという形でございます。住民税側につきましては、株式等譲渡所得割交付金のほうで町に交付金として配当されておりますが、個人の所得という形で反映できないといことで、今河本委員がおっしゃられましたとおり、国保税等に反映させることができなかったといことでございます。

委員長

河本委員。

河本委員

今、おっしゃっていたように、あまり財源としては大きな財源が増えるというわけではなさそうなんですけど、その辺はいかがですか、そんな大きな財源が増えるといことはないですか。

委員長

税務課長。

税務課長

毎年の配当の結果でもございますので、例えばどんともうけたり

するとなると、どんと引かれるというのは困りますので、ケース・バイ・ケースかなと思っております。

委員 長 河本委員。

河本委員 そうなると、今まで制度を利用して負担軽減していたのが、全体的には利用増になって、町の財源も増えるというような形で考えておいたらいいんですか。

委員 長 税務課長。

税務課長 そう御理解いただければありがたいと思います。

委員 長 ほかに質疑はございますでしょうか。

梅津委員。

梅津委員 しょうもないことをお聞きしたいんですけども、住宅借入金特別税額の控除の延長見直しというところの2つ目のポツなんですけども、2つ目のポツには住宅借入金等という等が入っているんですね。最初のポツには等が入っていないんですけども、この下の2つ目の等の意味というのはどういうふうに理解したらいいんですか。

委員 長 税務課長。

税務課長 特例適用で、等ですね、等につきましては、少々お待ちください、そういった形で借入れですね、借入金等ですが、そういった改修とかでそういったものを含めていくというような形のものと、従前のリフォームですね、そういった分も一定の条件を満たしていただいたら対象になる場合もあるので、そういったところで等をつけさせていただいたと御理解いただけたらと思います。

委員 長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 質疑がないようですので、これで議案第48号についての質疑は終わります。

続きまして、議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、質疑はございますでしょうか。

河本委員。

河本委員 これについては減免の対象期間を延長するものなので賛成なんですけども、この減免措置によって財源が減った分はこれ自治体機関

ではなくて、国が責任を持って財政支援を行っているということによいのでしょうか、どうでしょうか。

委員 長

税務課長。

税務課長

おっしゃるとおりでございます。100%ということではないですが、ある一定の率で御支援いただくという形でございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

その一定の率をちゃんと教えてほしいですけど、100%かなと思っていたんですけど、そうじゃないんですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

申し訳ございません、計算式があるんですが、国保税の減免の個人さんの状況に応じまして、保険税減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上なら、大きく影響があるなら10分の10見ます。1.5%から3%未満なら10分の8見ます。1.5%未満なら10分の4見ますという形でございます。本年、昨年減免額が101万4,000円でございます。こちらにつきましては、昨年度需要額1.5%未満ということでございましたので、昨年度、減免額は10分の4相当という形で国のほうが補填するという措置をするということでございます。

委員 長

ほかにもございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第49号についての質疑を終わります。

以上をもちまして、付託された議案の質疑を終了いたします。

本議会から各委員会、全員協議会等の採決の前に議員間討議の場を設けることができると決定しております。

本委員会に付託された4件に関し、議員間討議を設けたいという委員がございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

ございませんですね。

それでは、ないようですので、ただいまから採決に入ります。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

続きまして、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第41号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第48号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第49号は全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終わりました。

その他としてほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

なければ、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

(閉会宣言 午前 10 : 41)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 兼田 和雄